

初期専門能力開発・試験検討作業部会設置要領

令和3年5月27日
科学技術・学術審議会
技術士分科会
制度検討特別委員会

「技術士制度改革に関する論点整理」に基づく第10期技術士分科会における検討報告(令和3年2月5日、第10期技術士分科会)においてとりまとめられた技術士制度改革に係る主要論点についての検討の一環として、技術士試験の適正化並びに初期専門能力開発制度の整備・充実(技術士補制度の適正化を含む)、外国人エンジニア(主に外国人留学生)が受験しやすい試験方法等の検討を行うため、制度検討特別委員会設置要領第2条に基づき、以下のとおり、制度検討特別委員会のもとに、「初期専門能力開発・試験検討作業部会」(以下「作業部会」)を設置する。

(設置目的)

1. 第一次試験及び第二次試験並びに初期専門能力開発制度の整備・充実(技術士補制度の適正化を含む)、外国人エンジニア(主に外国人留学生)が受験しやすい試験方法等、第10期技術士分科会において示された検討項目のうち、技術士試験に関するものについて、具体的な対応方策や今後の対応方針の検討を行うことを目的とする。

(会議及び会議資料の公開)

2. 公正かつ適正な技術士試験の実施が困難になるおそれのある案件について審議する場合には、作業部会の議事及び資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

(会議の運営)

3. 検討の結果は、作業部会の主査が制度検討特別委員会に適宜報告する。